

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 11日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田34番地1
 氏 名 株式会社ENEOSマテリアル鹿島工場
 工場長 高見 信安
 電話番号 0299-96-2510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ENEOSマテリアル鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田34番地1
事業の種類	合成ゴム製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,020t	全処理委託量	1,020t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—t	優良認定処理業者への処理委託量	70
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—t	再生利用業者への処理委託量	540t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—t	認定熱回収業者への処理委託量	15t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	455t

※事務処理欄

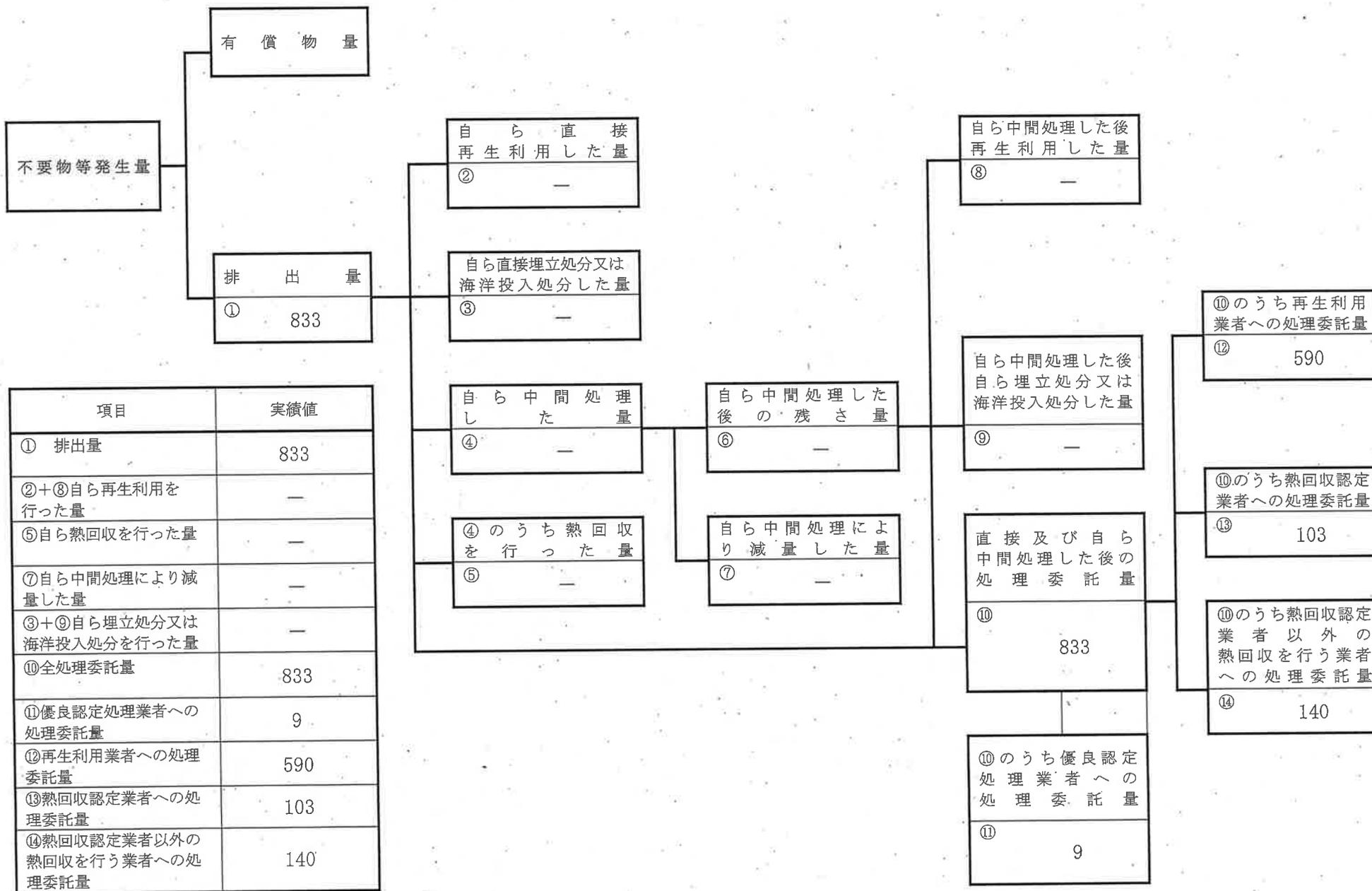
（日本工業規格 A列4番）



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥)

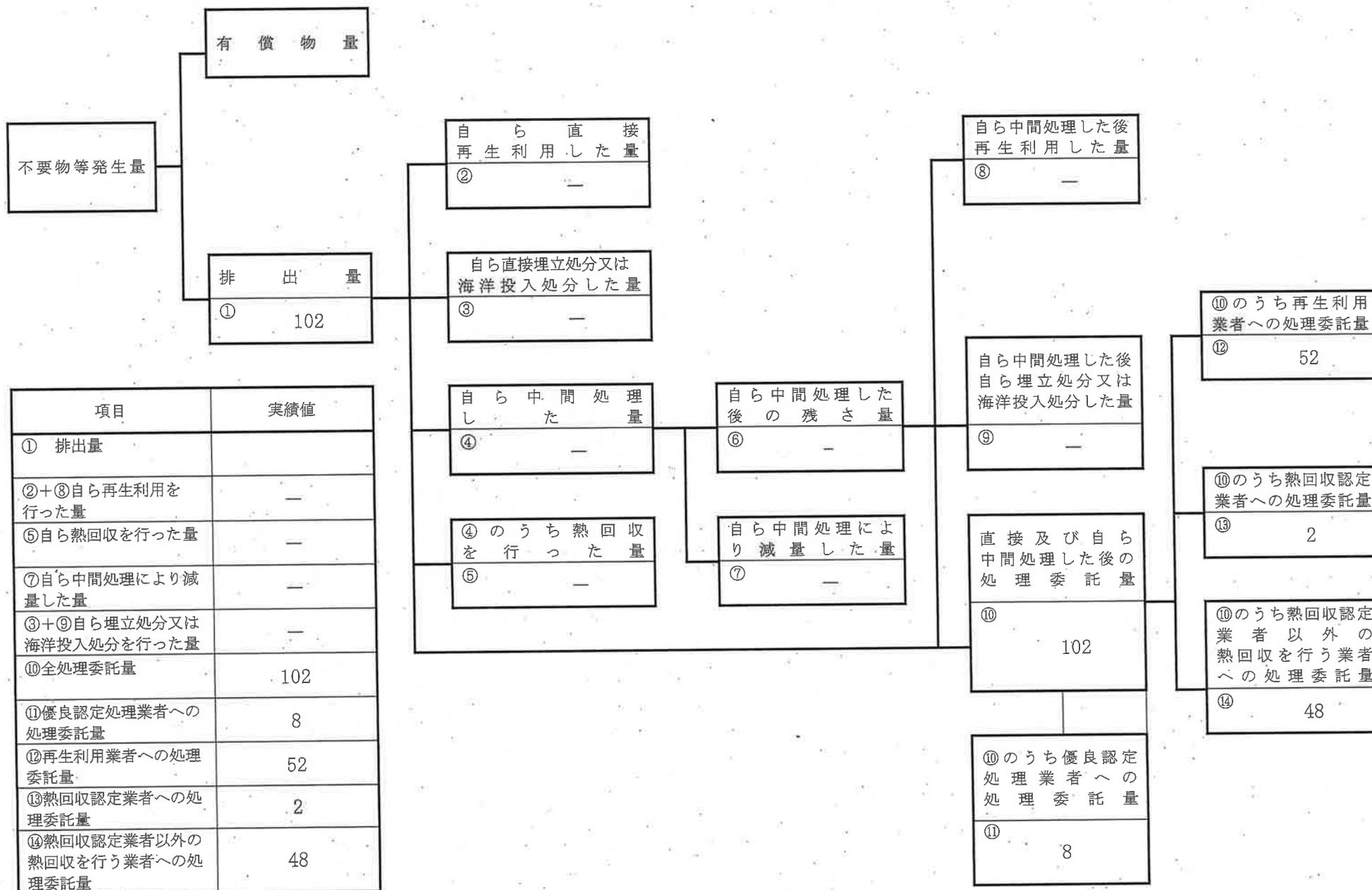
)



項目	実績値
① 排出量	833
②+③自ら再生利用を行った量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑦自ら中間処理により減量した量	—
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩全処理委託量	833
⑪優良認定処理業者への処理委託量	9
⑫再生利用者への処理委託量	590
⑬熱回収認定業者への処理委託量	103
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	140

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラ類)



項目	実績値
① 排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑦自ら中間処理により減量した量	—
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩全処理委託量	102
⑪優良認定処理業者への処理委託量	8
⑫再生利用業者への処理委託量	52
⑬熱回収認定業者への処理委託量	2
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	48

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 廃棄物処理に関する管理体制

統括廃棄物管理者		工場長 高見 信安
廃棄物管理責任者		各課長
役	統括廃棄物管理者	廃棄物管理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者を指揮し、次の業務を統括管理する。 ①工場から発生する廃棄物の適正処理に関すること。 ②廃棄物の減量及び再利用に関すること。 ③従業員、協力会社への廃棄物教育に関すること。 ④廃棄物の適正処理のための必要な業務で法令等及び社内規則で定める事項。
	廃棄物管理責任者	分担区域から発生する廃棄物について、統括廃棄物管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者に積極的に協力すると共に、次の業務を行う。 ①工場の廃棄物適正処理方針を課員に周知徹底を図る。 ②課内の廃棄物管理方針の設定及び周知徹底を図る。 ③廃棄物置場の整理、整頓、清掃 ④廃棄物処理施設の運転管理 ⑤課員及び協力業者に対する廃棄物に関する指導 ⑥その他課内全般にわたる廃棄物適正処理上の必要な事項
割		

2. 廃棄物管理組織図

